

第7回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月5日（金）午後1時30分から午後2時45分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員（22人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
6番	寺 崎 正 親	7番	今 井 隆
8番	須 田 直 子	9番	大 野 俊 彦
10番	信 澤 健 治	11番	中 沢 幸 子
12番	山 田 孝 夫	14番	戸 塚 英 子
15番	塚 越 勤	17番	石 川 大 輔
18番	川 野 健 一	19番	福 田 敬 一
20番	西 山 康 雄	21番	反 保 勉
22番	飯 野 利 貞	23番	新 井 元
24番	設 楽 明 志	25番	金 井 政 明

4 欠席委員（3人）

5番	佐 藤 勲	13番	天 田 晃
16番	永 井 保 伸		

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八 木 秀 明
局長補佐	河 野 一 則
局長補佐	荒 木 聡
係長	羽 鳥 大 樹
主査	小 暮 純 子
主任主事	清 水 賢太郎
主任主事	安 藤 優 太
主任主事	岩 井 道 裕

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 議案第7号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第9 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第12 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について
- 日程第13 報告第5号 農地法第18条の規定による許可専決処分について

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆様おそろいですので、第7回農業委員会総会のほうを始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

では、この後の議事進行につきましては、今井会長をお願いしたいと思います。

今井会長、よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第7回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。5番の佐藤勲委員、13番の天田晃委員、16番、永井保伸委員の3名からの欠席との連絡がございました。そういうことで本日の出席委員は、25名のところ22名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命に入ります。

それでは、皆さんにお聞きいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号6番、寺崎正親委員並びに議席番号20番、西山康雄委員の両名を指名いたします。また、書記には事務局の清水主任主事を任命いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、これより議事進行に入ります。

発言される場合、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず初めに、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は一般住宅でございまして、平成7年3月20日許可、群馬県指令西農第3134号でございました。取消しの理由につきましては、

住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま許可取消しの説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。

異議なさそうなので、これは承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番、当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和56年4月20日許可、群馬県指令西農第1062号でございました。変更の理由は、住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は露天資材置場でございます。なお、関連案件といたしまして、次のナンバー2及び計画変更後の5条許可申請、議案書21ページ、議案第5号ナンバー43が提出されております。

2番、当初許可の内容は農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和52年12月19日許可、群馬県指令西農第3536号でございました。変更後の計画につきましては、転用目的は露天資材置場でございます。なお、関連案件といたしまして、さきのナンバー1及び計画変更後の5条許可申請、議案書21ページ、議案第5号ナンバー43が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたら、お願いいたします。

事務局の説明のとおり、これは関連した議案ですが、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

農地法第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の

規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

農地法第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は交換、所有農地に隣接する申請地を交換にて取得し、効率的に耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は贈与、所有農地に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、所有農地に近接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は、14件でございます。なお、この14件につきまして

は、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いたします。

○会長 ただいま3条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

この2番は、この関係、親族。贈与。

○事務局 はい。こちらはご親族の関係になります。

○会長 あと、参考のために、この12番の譲受人の方、何を栽培しているのですかって聞いたら、野芝だとか、ブルーベリーだとか、梅を栽培しているわけで、野芝ってハウスの中で作るの、これは。誰か、近く知っている人いますか。

○21番反保委員 ハウスで。

○会長 はい、野芝だって。芝をいろんな公共の公園だとか。

○21番反保委員 ゴルフ場。

○会長 はい、ゴルフ場ですか。これは、なかなか珍しいなと思って、参考のためにちょっと皆さんにお話ししたわけですけども。

どうでしょうか。皆さんから何か質問等ございましたら、願いたします。

それでは、異議がなければ許可としてもよいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございます。

2番 入居の需要が見込まれる申請地にアパートを建築したいという長屋建て住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○会長 ただいま第4条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質問等ございましたらお願いいたします。

これといってなさそうですので、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、接骨院に勤務しているが自宅に隣接する申請地を買い受けて接骨院を開業したいという店舗の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、畑及び宅地と一体利用の計画でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、近隣で埋蔵文化財発掘調査を行うに当たり申請地を借り受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和6年1月22日から令和11年1月21日までの5年間の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございまして。

11番 契約内容は売買、設備業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を夫の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

16番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

18番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

20番 契約内容は賃貸借、職員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして。

21番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

23番 契約内容は売買、工場の増設に伴い従業員用駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして。

24番 契約内容は売買、鉄骨加工組立業を営んでいるが業務拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして。

25番 契約内容は寄附、所有地に隣接する申請地を譲り受けて境内地として使用したいという境内地の申請でございまして。

26番 契約内容は売買、駐車場及び資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございまして、

山林と一体利用の申請でございます。

27番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

29番 契約内容は使用貸借、金属加工業を営んでいるが工場新設に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

30番 契約内容は売買、造園業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

31番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

32番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

33番 契約内容は売買、犬の繁殖販売業を営んでいるが店舗移転に伴い申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、次のナンバー34とナンバー35が関連案件として提出されております。

34番 契約内容は売買、犬の繁殖販売業を営んでいるが隣接する申請地を買い受けて事務所の敷地を拡張したいという事務所の敷地拡張の申請でございまして、宅地と一体利用の計画でございします。なお、関連案件といたしまして、さきの33番、次の35番が提出されております。

35番 契約内容は売買、犬の繁殖販売業を営んでいるが申請地を買い受けてドッグラン施設として使用したいというドッグラン施設用地の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきの33番、34番が提出されております。

36番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

37番 契約内容は賃貸借、産業廃棄物処理業を営んでいるが一時的に覆土材置場として使用している申請地を引き続き借り受けて使用したいという覆土材置場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

ナンバー39からナンバー41は、同一事業における一体利用地の関連案件でございまして、申請の理由欄以降が同様の内容でございますので、説明を一部省略させていただきます。

39番 契約内容は売買、建設機械部品の製造業を営んでいるが既存施設が手狭なため新たに工場

及び事務所を建築し移転したいという工場及び事務所の申請でございます。

40番 契約内容は売買、申請の理由以降は同様でございます。

41番 契約内容は売買、申請の理由以降は同様でございます。

42番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1及びナンバー2が提出されております。

44番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、農業用施設として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

47番 契約内容は賃貸借、石材加工販売業を営んでいるが工場用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという工場の申請でございます。また、開発指導課の事前協議は、令和5年11月27日に締結済みでございます。

48番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、土地家屋調査士業を営んでいるが申請地を買い受けて従業員用の福利厚生施設として使用したいという保養施設の申請でございます。

50番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売買したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

51番 契約内容は売買、転勤を機に高崎に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、払下げ予定の水路と一体利用の計画でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は使用貸借、建設業を営んでいるが法人代表が所有する申請地を一時的な資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。また、転用期間は、令和6年2月1日から令和8年12月31日までの2年11か月の申請でございます。

54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

55番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請は55件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。南部地区と北部地区、一括して説明をしていただいたわけですから審議に入るわけですが、ナンバー24は山田孝夫委員に関係する案件となっております。そういうことで、農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできないとあります。そういうことで、山田委員が申請人の代理人として申請された案件となっておりますので、ナンバー24を最終の審議、質疑として、その際は山田孝夫委員に一時ご退室をお願いしたいと思います。

それでは、ナンバー24を除いて、これより質疑に入りたいと思います。質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

事前協議のときに、南部のほうでちょっと犬の繁殖業ということで、33、34、35で、これは近くに人家があるかどうかということで地元の委員さん、また事務局のほうに聞いたのですが、結果、大丈夫だったのでしたっけ。どのぐらいだった、距離的に。

○事務局 100メートルぐらいのところに住宅が。

○会長 話ししてくれた。

○事務局 はい。既に代理人を通じて申請人には、こういった事業を始めるに当たって近隣の方にも説明をしていただくようにお話ししております。

○会長 そうだね。後になっていろいろ苦情が来ると困るから、そういうことのないように。では、代理人さんから話が行くわけね。

○事務局 そうですね、はい。

○会長 はい。そういうことだそうです。今、班長さんが、この航空写真はいつ頃撮った航空写真ですかと。これは、どのぐらいの間隔で航空写真とか撮っているの。あんまり古いと。

○事務局 こちらは3年に1度。

○会長 3年に1度か。

○事務局 はい。

○会長 今回ナンバー23とか39、40、41、近くに隣接するところに農地がないということなのですが、この写真見ると、近くに、すぐ隣に農地があるように見えるのだけれども、もし農地でもあれば、事前調査の対象になるのだけれども、今時点ないね。これだと、この写真だと……

○事務局 23番ですか。

○会長 はい。

○事務局 南側のちょっと空いているところが農地に見えるのですけれども、ここはもう既に転用されて駐車場になっています。

○会長 そういふことだそうです。ちょっと写真だけ見ると、ここは農地ではないかなんてちょっと疑うような感じの写真です。

3年に1回か。3年のうちにはどんどん、どんどん場所によって開発されるから現状が変わっていることもあると思います。

では、この39、40、41も大丈夫なわけね。

○事務局 はい。こちらは、南側の地権者の方から同意を得ているので。

○会長 そうか、そうか、同意を。

○事務局 はい。

○会長 あと、どうですか、皆さんから何か質問等ございましたら。

○25番金井委員 では、よろしいですか。

○会長 はい。

○25番金井委員 25番の金井です。9番なのですけれども、露天資材置場なのですけれども、賃貸借で一時転用がこれは5年間になっているのですけれども、しかし、賃貸借の一時転用という話なのですけれども、これは期間は、あれですか、何年まで認められるということなのですか。これは5年ですけれども。

○会長 では、事務局。

○事務局 金井委員さんのご質問に対してなのですけれども、県が取扱い基準を定めておりまして、青地農地については3年以内、白地農地については5年以内という定めがあります。今回、この若田町の農地については白地農地になりますので、5年間の一時転用申請となっております。

以上でございます。

○25番金井委員 それと、後ろのほうにもう一個あるのですけれども、それは10年間になっているのですけれども、それはどうなのですか。

○会長 何番ですか。

○25番金井委員 53番です。これは、また違うのですか。53番が、これが10年間で……

○25番金井委員 2年か、これは。そうではないのですね。

○事務局 そうです。

○25番金井委員 これはいいのですよね、では。

○事務局 今回、この件がまさに青地農地のほうです。青地農地だと3年間で期限なのですけれども、今回2年間ということですよ。

○25番金井委員 一応、では、5年以内ということで。

○事務局 白地農地については5年以内です。

○25番金井委員 分かりました。

○事務局 はい。お願いします。

○25番金井委員 それと、もう一個、37番なのですけれども、同じやっぱり賃貸借でやっているけれども、これは一時的に使うということなのですけれども、これは期間は書かなくてもいいのですか。決めなくても。

○事務局 これは、この案件は一時的に使用していたのだけれども、恒久的。要は永遠ともう使い続けたいので、本転用ということです。これは一時転用ではないです。一時的に使っていたものです。

○25番金井委員 使っていたのを、恒久的に借りたいと。

○事務局 そうです。

○25番金井委員 分かりました。

○事務局 お願いします。

○会長 ほかに皆さんのほうからございますでしょうか。先月の25日ですか、皆さん、委員さん、農業振興調整地域協議会ということで、協議をしていただいたわけですが、この中で農振除外、随分、分家住宅とか出ていますけれども、令和5年の10月、昨年10月、だから、約1年。1年かかって除外から転用ということで、今そのぐらい期間かかるのです。これは、昨年の後期に除外の申請出したからだよね。約1年かかっているわけだね。

○事務局 そうです。

○会長 だから、今そのぐらい期間がかかるのです。

あと、どうでしょう。分家住宅ということで農振除外が随分出てきていますけれども。何番でしたか。皆さん、ちょっと分からない。17番なんか分家住宅で農振除外とか、そういうのが出るのだけれども。これは、2種農地だったつけ、線引きされていないところだったつけ。

○事務局 白地の農地です。

○会長 白地の農地ね。

○事務局 はい。

○会長 白地の農地に分家住宅と。皆さん、よく青地のところへ除外して分家住宅、そういう建てることが多いのですけれども、白地でも2種農地になると分家で申請してくる方がおります。

ほかにどうでしょう。なければ、24番を除いて許可相当とすることになるわけですが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

それでは、最後の24番に入りますので、山田委員、お願いします。

(12番山田委員 退席)

○会長 よろしいでしょうか。それでは、ナンバー24について、これより審議に入ります。皆さんか

ら質疑等お受けいたします。

なさそうですね。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

それでは、入室、お願いいたします。

(12番山田委員 着席)

○会長 それでは、5条の申請は全て済みまして、続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の母でございまして、相続開始年月日は、令和5年7月27日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

今事務局の説明がございましたとおり、貸付地がもう49アールと、あと残りの自作地は親族が協力して耕作するということで報告がありました。

どうでしょうか。今時点、きれいに耕作、きれいになっているということですね。

それでは、異議がなければ適格として証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

それでは、続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございしますが、農地復元のための物理

的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員からの報告に入るわけですが、今回、久留馬地域ですので、飯野利貞委員から報告をお願いいたします。

○22番飯野委員 ナンバー1について、現地を確認した結果を報告いたします。

11月14日に推進委員の高橋正好委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は、農業的利用を図るための条件整備が計画されておらず、農地として復元しても継続して利用することが困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断しましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 ただいま飯野利貞委員からの報告がございました。今の報告に対して、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

事務局と担当委員さん、あと推進委員さん、一緒に回ったということで問題はないと思いますけれども、皆さんから質問等なければ証明することといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。

それでは、最後、報告事項に移りますか。その他もあるのですけれども。

それでは、報告事項、第1号から第5号まで、事務局、係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか3件、合計4件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は使用貸借、転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種住居地域、ほか26件、合計27件の5条の届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか16件、合計17件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番から5番につきましては、令和5年11月の総会において許可相当としていただいた

案件です。また、6番から10番については、令和5年10月の総会において許可相当としていただいた案件で、農業委員会ネットワーク機構にも意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答のあった案件ですが、それぞれ開発許可の手續の遅れにより、転用許可日が令和5年12月8日、12月19日付で調整されましたことをご報告申し上げます。また、11番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が8件、5条が64件、合計72件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和5年12月22日付で許可書を交付しております。

報告第5号 農地法第18条の規定による許可専決処分について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は、平成23年から申請地を貸し付けているが令和4年より耕作が放棄されているため賃貸借を解約したい。こちらにつきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、農業委員会ネットワーク機構からも異存なしとの回答をいただきましたので、令和5年12月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 一番最後、報告事項でありました。前回、これは出たわけです。それで、また県のほうへこれを提出して、よろしいということで許可ということになりました。

それでは、その他の事項に入るわけですがけれども、事務局のほうから。

○事務局 特に。

○会長 ない。

○事務局 はい。

○会長 ない。この後、この総会が終わりますと、前回、最適化に関する意見書ということはありませんでしたが、この総会後に部長のほうへ渡して、また市長さんのほうへ意見書をお渡しします。

局長は、ない。

○事務局長 はい。

○会長 皆さんのほうから何か。

それでは、いいですね、もう。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第7回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時45分 閉会